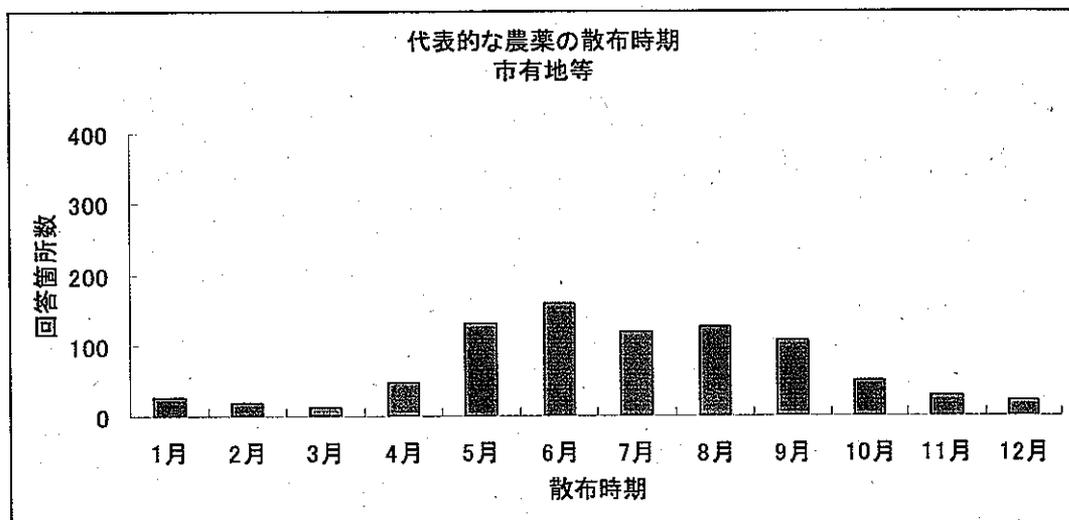
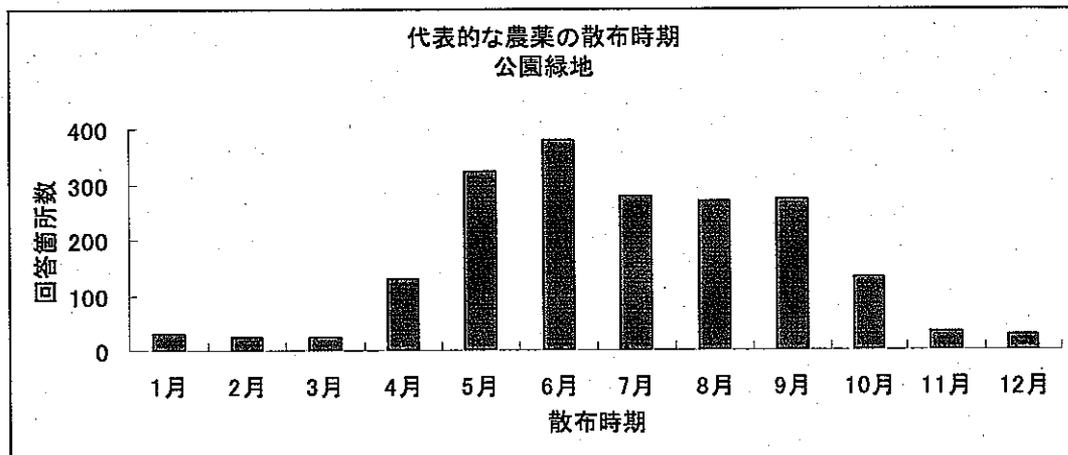
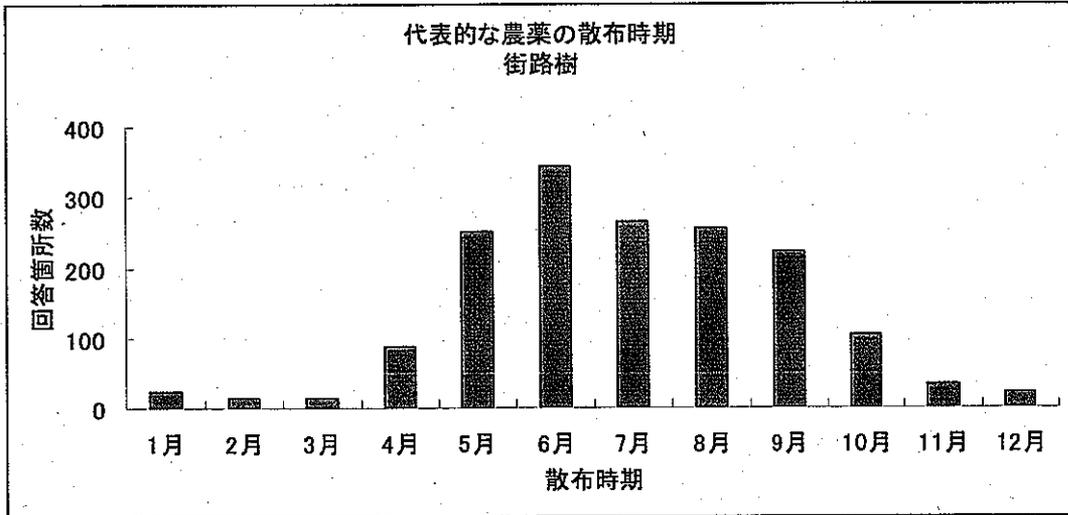


(3) 代表的な農薬の散布時期等について

① 散布時期

代表的な農薬の散布時期について尋ねたところ、街路樹（緑地帯を含む）、公園緑地及びその他（市有地等）のいずれの散布対象でも4月頃から農薬散布が徐々にはじまり、6月をピークに10月頃までに終了するという傾向がみられました。



②散布要否の判断

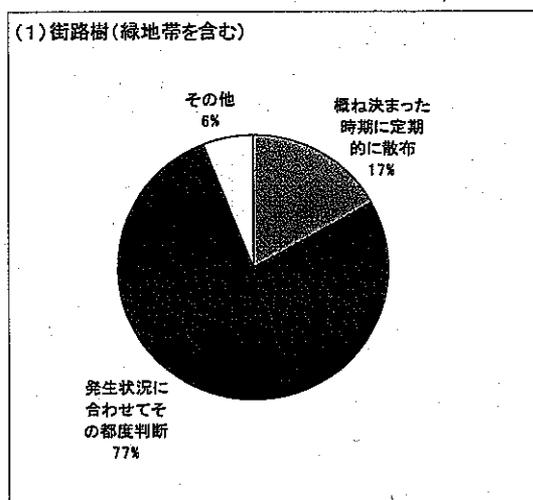
散布対象ごとに散布要否の判断について尋ねたところ、いずれの散布対象においても定期的に散布しているとの回答は 17%~36%と低く、発生状況に合わせてその都度判断しているとの回答が 60%~77%と多い結果でした。なお、その他としては、近隣住民の要望のあった場合に実施などの回答がみられました。

散布要否の判断について

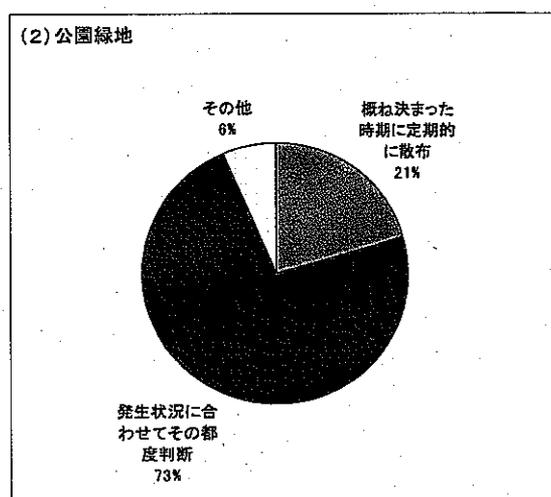
| 散布対象 要否の判断 | (1) 街路樹 (緑地帯を含む) | (2) 公園緑地 | (3) その他 (市有地等) |
|-------------------|---------------------|----------|-------------------|
| 1 概ね決まった時期に定期的に散布 | 37 | 46 | 36 |
| 2 発生状況に合わせてその都度判断 | 167 | 163 | 61 |
| 3 その他(※) | 13 | 14 | 4 |

(※) その他には 1, 2 の両方から判断している部署を含む。

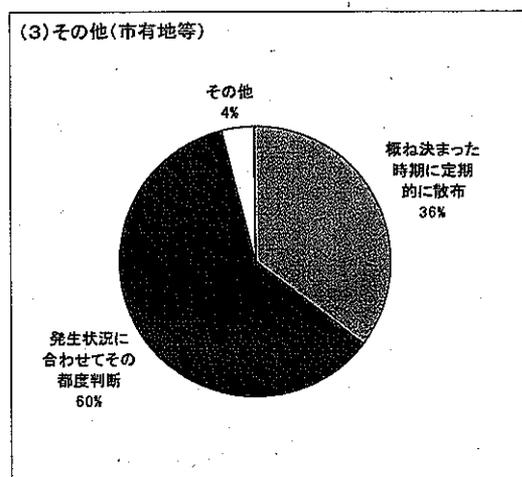
街路樹へ散布する際の要因



公園緑地へ散布する際の要因



その他(市有地等)へ散布する際の要因



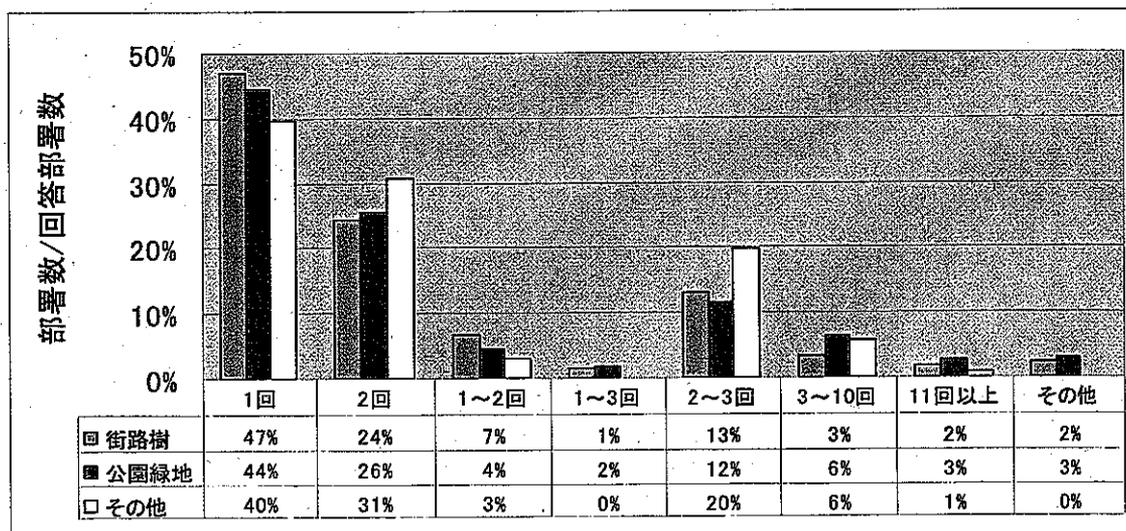
③散布回数

散布対象ごとに年間の散布回数について尋ねたところ、いずれの散布対象においても、1回との回答が最も多く、調査部署の40～47%でした。次いで2回と回答した部署が24～31%であり、これらに1～2回と回答した部署を加えた農薬の散布回数が2回以内の部署は散布対象別に74%～78%を占め、多くの自治体では概ね2回以内の農薬散布が行われているとの結果となりました。

散布回数について

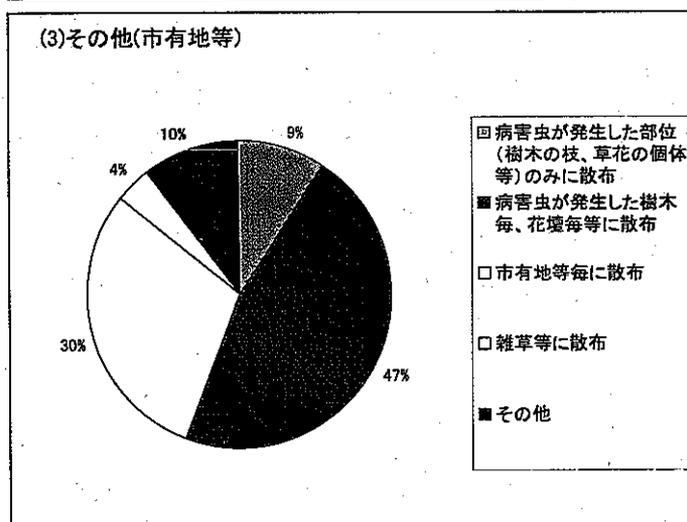
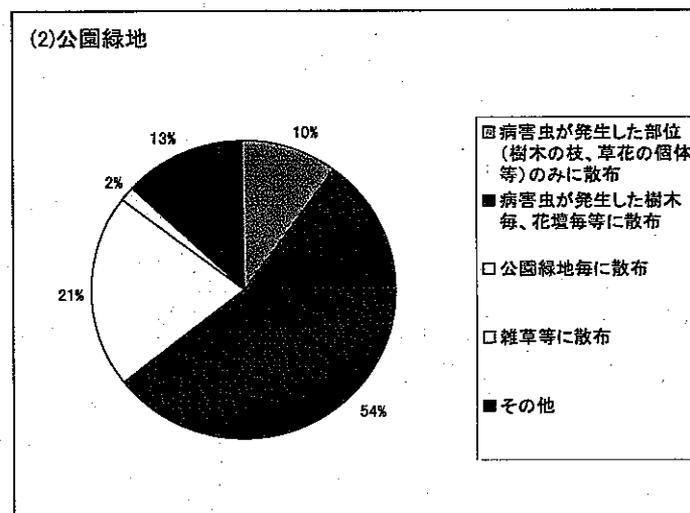
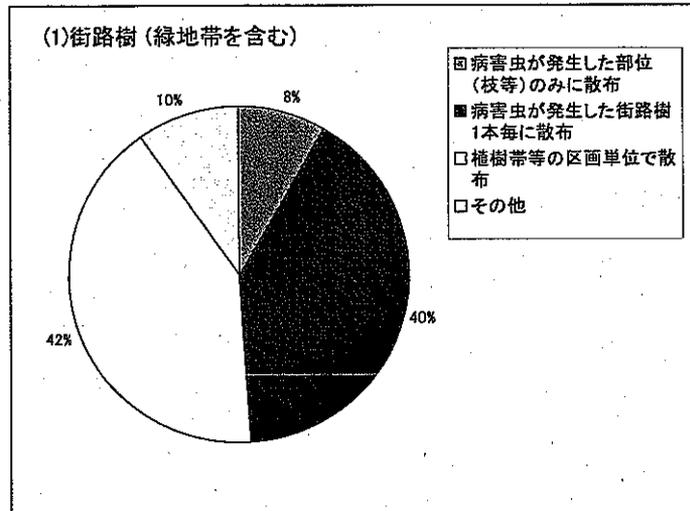
| 対象 散布回数 | (1) 街路樹 (緑地帯を含む) | (2) 公園緑地 | (3) その他 (市有地等) |
|------------|---------------------|----------|-------------------|
| 1 | 100 | 99 | 40 |
| 2 | 52 | 57 | 31 |
| 1～2 | 14 | 10 | 3 |
| 1～3 | 3 | 4 | 0 |
| 2～3 | 28 | 26 | 20 |
| 3～10 | 7 | 14 | 6 |
| 11回以上 | 4 | 6 | 1 |
| その他* | 5 | 7 | 0 |

(※) その他は、適宜または不定期に散布するため回数未定の部署がある。



④ 散布範囲

散布対象ごとに散布範囲を尋ねたところ、いずれの散布対象においても、病虫害の発生部位のみに散布するとの回答は、8～10%と低く、病虫害が発生した樹や花壇ごと等に散布するとの回答が40～54%と多くを占めました。また、植樹帯等のまとまった区画単位で散布しているとの回答も21～42%見受けられました。

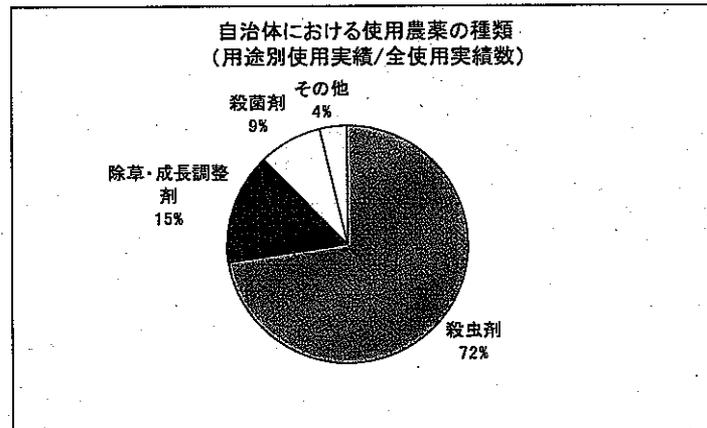


(4) 使用農薬について

使用農薬として多いもの5つまでを記入するよう尋ねたところ、フェニトロチオンとトリクロルホンは、60%以上の自治体から使用していることが明らかになりました。また、使用農薬の種類を用途別に分類したところ、殺虫剤が72%と最も多く、次いで除草剤等（15%）、殺菌剤（9%）の順となりました。

有効成分別の使用頻度

| 順位 | 薬剤 | 自治体数 | 回答率 |
|----|--------------------|------|-----|
| 1 | MEP(フェニトロチオン)【殺虫剤】 | 136 | 64% |
| 2 | DEP(トリクロルホン)【殺虫剤】 | 128 | 60% |
| 3 | エトフェンプロックス【殺虫剤】 | 51 | 24% |
| 3 | イソキサチオン【殺虫剤】 | 51 | 24% |
| 5 | グリホサート【除草剤】 | 43 | 20% |



(5) 現地混用について

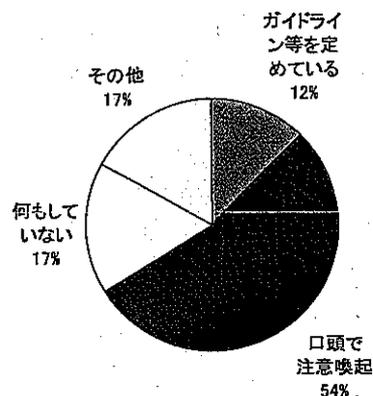
農薬の現場での混用について尋ねたところ、77%の部署が混用はしていないとの回答でした。また、頻繁に混用しているとした部署が10%、たまに混用しているとの部署は11%見られました。混用していると回答した部署に代表例を記載してもらったところ、フェニトロチオンとトリクロルホンを混用している例やトリクロルホンとアセフェートを混用している例などが見受けられました。

| 部署 | 該当 部署数 | 混用 | | | |
|------------|-----------|-----|-------|-----|------|
| | | 頻繁 | たまにある | しない | 回答なし |
| 街路樹主体部署 | 73 | 2 | 9 | 62 | 0 |
| 公園緑地主体部署 | 77 | 9 | 9 | 59 | 0 |
| 街路樹・公園緑地両方 | 113 | 13 | 8 | 88 | 4 |
| その他区域主体部署 | 51 | 9 | 5 | 33 | 4 |
| 全てを対象とする部署 | 43 | 2 | 7 | 33 | 1 |
| 合計 | 357 | 35 | 38 | 275 | 9 |
| | 100% | 10% | 11% | 77% | 2% |

(6) 散布地周辺への安全対策について

散布地周辺への安全対策としてどのようなことを行っているかについて尋ねたところ、12%の部署からは、散布に際して要領やガイドラインを定めているとの回答が、53%の部署からは口頭等で注意喚起しているとの回答がありましたが、特段何もしていないとした部署も18%見受けられました。なお、注意喚起の具体的な方法として事前に回覧等による文書、チラシ、広報車、看板等により散布日程と当日の窓閉め、洗濯物の取り込み、車のカバー等を促すなどがありました。

| 安全対策 | 部署数 |
|--|-----|
| 1 街路樹・花木等への散布に当たって要領・ガイドライン等を定め安全策を講じている。 | 45 |
| 2 要領、ガイドライン等は定めていないが口頭等で注意喚起している。(具体的な注意喚起内容を記載) | 196 |
| 3 特段何もしていない。 | 61 |
| 4 その他 | 62 |



Ⅲ. 今後の対応

1. 今回のアンケート調査により、多くの自治体で、適切な病害虫防除及び農薬使用がなされている実態が明らかとなる一方、一部の地方公共団体においては、病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例、散布対象範囲を最小限の区域に留めていない事例、これまでに知見のない農薬の現地混用を実施した事例が見受けられたところです。このため、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を本日付けで発出しました。(別紙)。
2. 環境省では、平成18年度からモデル的に公園等での農薬の飛散に関するモニタリング調査を実施しています。
3. 今後は、農薬のばく露実態を把握した上で適切なリスク評価・管理手法の開発を行うこととしています。

(別添5)

18消安第11607号

環水大土発第070131001号

平成19年1月31日

各都道府県知事あて
各政令指定都市市長あて

農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」旨規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、平成17年度に「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」の一環として環境省が実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」によると、多くの自治体で適切な方法での使用がなされているものの、一部の自治体において、病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している、散布の対象範囲を最小限の区域に留めていない、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行っている等の不適正な事例も依然みられる状況にある。

このような状況を踏まえ、農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等（以下「農薬使用者等」という。）に対して下記1及び2の事項を遵守するよう指導すること、貴自治体において下記3、4及び5の事項の実施に努めるとともに貴自治体内の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間で緊密な情報交換を行うこと等により連携の強化を図ることにつき、貴職の協力を要請する。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号）は廃止する。